

次期計画における施策の方向性について ～重点施策内容～

◎第2次豊能町ごみ処理基本計画（案）における「ごみの減量と資源化の目標達成に向けた施策」として取り組む施策内容のうち、次の4項目を重点施策として位置づけるとともに、その他の施策については継続して取り組み、減量と資源化に資するものとする。

4 Rおよび 啓発活動の 推 進	具体的施策	施策の方向性 「委員意見を踏まえた町の考え方」 【分類の変化】	（基本計画）課題	（基本計画）重点施策
リデュース （ごみとなるものを減らす）	③生ごみの水切りの徹底 ・広報誌などで生ごみの水切り方法を紹介して実施を徹底する。	経費の削減効果については、平成26年9月発行の環境特集号でも紹介しているが、今後も周知を積極的に行っていきたい。コンポストも平成22年9月発行の特集号で紹介しており、今後も周知啓発していきたい。水切りは減量効果が高いとしてこれまでも啓発している。今後は環境学習のほか、ごみ減量の重点項目として更なる工夫を行って啓発に取り組んでいきたい。 【継続 → 強化】	（P21）1. 排出抑制として、平成26年度に実施したごみ質調査によると、可燃ごみの重量比で33.5%を占める生ごみは水分を約16%含んでおり、手しぼりして水分をなくすことで、可燃ごみの量を軽減する余地がある。	（P35）《行政》として「生ごみの水切りのさらなるひとしぼり」を重点的に啓発する。《住民》として「生ごみの水切りのさらなるひとしぼり」に努める。 ◆施策の具体的実行方法として《行政》はごみ減量のスローガンを記載した啓発用のぼりの設置や水切り方法の実演に取り組む。
リサイクル （資源として再利用する）	⑥小型家電製品の拠点回収の推進 ・希少金属（レアメタル）のリサイクルを行うため、小型家電製品の拠点回収に向け取り組んでいく。	多くの委員が継続していくほうが良いとされている。「新規」よりも「追加」とすべきとの意見もあるがリサイクルのための新たな取り組みとして「新規」＝「重点項目」として取り組み、拠点回収（本庁・支所など）に向け推進していきたい。 【新規 → 新規】	（P21）2. 資源化として、平成26年度に実施したごみ質調査によると、不燃ごみに小型家電が約17%含まれており、より適正な分別に取り組むことで更に資源化できる余地はある。	（P37）《行政》として希少金属（レアメタル）のリサイクルを行うため、小型家電製品の拠点回収に取り組む。《住民》として小型家電製品の回収に協力する。 ◆施策の具体的実行方法として《行政》は本庁と吉川支所に回収BOXを設置するとともに拠点回収の周知を図る。
啓発活動の 推 進	①広報誌や環境特集号などによるごみの分別や減量情報の発信 ・広報誌や環境特集号、自治会報誌にごみの分別や減量に関する情報を発信する。	多くの委員が継続していくほうが良いとされている。有効な啓発手段として、広報とよの、特集号、ホームページなどにより今後も積極的に啓発に取り組んでいきたい。なお、ホームページにおいては、ごみの分別についてもっと簡単に検索ができ、このごみはどの種類でいつ出せばよいかかわかるように改善に取り組みたい。 【継続 → 強化】	（P21）1. 排出抑制として、住民意向調査ではリターナブルびん入り商品の選択・返却やリサイクル情報板の利用などの取り組みを知らないと答える項目もあり、情報提供を進めることでごみの排出抑制が期待される。 2. 資源化として、平成26年度に実施したごみ質調査によると、可燃ごみに紙類等や容器包装プラスチック類などの「資源」が約19%、不燃ごみに空きカンなどの「資源」が約4%含まれており、より適正な分別に取り組むことで更に資源化できる余地はある。	（P38）《行政》としてごみの分別や減量に関する情報について、広報誌や特集号、町ホームページの内容を強化していきたい。《住民》として行政が発信する情報を基に分別や減量に協力する。 ◆施策の具体的実行方法として《行政》は広報とよのや特集号の充実のほか特に、町ホームページにおいて、ごみ分別の種別判断が容易にできるような検索システムの導入に向けて取り組む。
	⑦事業所に対する適正処理の指導・啓発 ・町内の事業所に対し、事業系ごみの適正処理を行うよう指導・啓発を行う。	多くの委員は継続していくほうが良いとされている。事業活動によって生じる廃棄物は、事業者の責務によって処理することとされているが、事業者の排出状況を把握し、適正処理はもとより、減量について協力を求めている。 【継続 → 強化】	（P21）1. 排出抑制として、事業系ごみについては、この10年間で1,000t前後の横ばいとなっている。そこで事業系ごみの実態を把握するとともに、事業者への情報発信を行い、協力を求めていく。	（P39）《行政》として事業所に対し、適正処理を行うよう協力を依頼する。《事業者》としてごみの適正処理、資源化に努めます。 ◆施策の具体的実行方法として《行政》は町内事業者のごみの分別・排出状況を聞き取るなどして確認し、適正なごみの分別・排出に協力を求めていく。行政自体もごみの減量に努める。